

## 中里地区集落座談会 会議録

1. 会議名称 中里地区集落座談会
2. 開催日時 平成 28 年 2 月 21 日（日）午後 3 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
3. 開催場所 中里集会所
4. 会議に出席した者の氏名

農業者	14 名
新規就農者	1 名
農業委員	2 名
農業委員会事務局	1 名
農政課	4 名

5. 協議区域の範囲 中里集落
6. 議題
  - (1) 人・農地プラン策定による事業の活用について
  - (2) 農地中間管理機構による協力金の活用について
  - (3) 多面的機能支払制度について
  - (4) ナラシ対策について
  - (5) その他
7. 協議結果を取りまとめた年月日 平成 28 年 2 月 24 日（水）
8. 会議の内容

まず、中里地区で 3 月に新規に就農する者の紹介を行い、中里地区での規模拡大へ協力をお願いした。

次に、農政課から人・農地プラン策定事業として集落座談会開催の趣旨を説明した。

続いて、各地域の農業の現状（農業者の高齢化や耕作放棄地の増加等）を説明した。そして「人と農地の問題を解決する」ための国の諸施策について、以下の説明を行った。

- ・地域の農業や農地の問題をどのように解決していくのかを計画する「人・農地プラン」の説明を行った。さらに、担い手に農地を集約していくための施策として農地中間管理事業の説明を行った。
- ・集落で農地整備等を行い、交付を受ける多面的機能支払いについて説明を行った。
- ・米価下落対策としてナラシ対策の概要について説明を行った。

農政課が説明をした後の農業者との話し合いの内容は次のとおり。

農業者：機構に貸す場合、協力金は単年度交付になるのか。

農政課：貸し付けた年度のみ 1 回だけ交付される。さらに経営転換協力金と、耕作者集積協力金は重複できない。地域集積協力金と個人タイプの協力金は重複して交付できる。

農政課：さらに、来年度予算が確保できればだが、我孫子市の単独事業で機構を仲介させなくても我孫子市内の認定農業者等担い手に農地を貸し付けた場合、奨励金を交付する制度を導入する予定がある。決定したらお知らせする。

農業者：機構が借り受ける場合の面積要件をもう一度教えてほしい。

農政課：機構に貸し付ける農地は1反以上が条件となる。そこからは貸し付ける面積に応じて各協力金の交付単価が変わってくる。経営転換協力金は0.5ha以上2.0ha以下で1戸あたり50万。2.0ha超で1戸あたり70万となる。耕作者集積協力金は平成28年度では1反あたり1万円の交付となる。

農業者：固定資産税も減額になると聞いている。

農政課：まだ案の段階であるが、そういう話もある。農地中間管理事業を活用すれば付随的なメリットもある。ただし、機構に10年以上貸し付ける必要があることや、原則現金での貸賃になる等活用しにくい部分もある。

農業者：農地中間管理機構の千葉県の事務局はどこか。

農政課：千葉県園芸協会になる。我孫子市も業務の一部を受託して市内で農地の貸し手、受け手の受付やマッチングを行っている。

農業者：機構はあくまでも自作地を貸す場合に活用できるのか。現在人に貸している農地は対象外なのか。

農政課：現状で農政課や農業委員会を通して貸している農地を機構に貸し付ける場合は、対象から外れる。ただし、貸している農地を交換することによって農地の連担化、集約化が図れる場合は機構の対象農地となる場合がある。また、機構に関連しては先日、県の説明会があり、平成28年度からは各自治体へ配分される協力金に上限ができる可能性があるとの話があった。

農業者：遊休農地は我孫子市にどれくらいあるのか。

農政課：耕作放棄地は農業委員会が所管しているが、全てを把握してはいない。

農業委員会事務局：農業委員会で把握している耕作放棄地は概ね50haくらいである。ただし、住宅間にある小さな農地まで把握はしていないので全体では50haを超えらると思われる。固定資産税については、遊休農地の税額を上げる話も出ているのでなるべく遊休農地は減らしていきたいと考えている。

農業者：農地中間管理機構に貸し付ける場合、耕作者を指定することはできるのか。

農政課：基本的には白紙委任である。機構から借受を希望している者の中から優先順位をつけて決めていく。しかし、その中で最優先されるのが人・農地プランの話し合いで担い手として位置づけた者になる。地域を定め、集約していく農地と担い手を決めることで合意形成された場合には、その地域から機構に貸し付けられた農地は最初に地域の担い手に交渉することになる。